

## 但馬圏域健康福祉推進協議会開催要綱

### (目的)

第1条 但馬圏域における健康福祉に係る行政計画等（以下「計画」という。）の策定及び推進について検討を行い、地域の実情に応じた施策の総合的、計画的推進に寄与するため、「但馬圏域健康福祉推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画推進上の課題の把握及び解決方策の検討に関すること。
- (2) 関係事業の推進方策の検討に関すること。
- (3) 健康ひょうご21県民運動の支援方策の検討に関すること。
- (4) 施設整備に係る圏域調整に関すること。
- (5) 計画の見直しに係る圏域調整に関すること。
- (6) その他健康福祉分野の新たな課題に関すること。

### (運営)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の開催に係る構成員の招集は但馬県民局長が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ但馬県民局長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 協議事項に応じて、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 協議事項等により必要な場合には、他の協議会と合同で開催できる。

### (会議招集の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり協議会を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由により協議会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、協議会の開催に代えることができる。

### (部会の開催)

第7条 特定の分野について協議が必要な場合は、部会を開催することができる。

- 2 部会に招集する構成員は、但馬県民局長が指名する。
- 3 部会長は、部会に属する構成員のうちから、会長が指名する。
- 4 協議会は、部会の意見をもって、協議会の意見とすることができる。部会の意見については、適宜、協議会に報告するものとする。

### (旅費)

第8条 構成員、構成員の代理人及び構成員以外の者が協議会に出席又は旅行したとき

は、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

（会議の公開）

- 第 9 条 協議会及び部会は、公開とする。ただし、協議会及び部会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

（補則）

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【 別 表 】

但馬圏域健康福祉推進協議会 構成員

医師会代表	豊岡市医師会長
	美方郡医師会長
	養父市医師会長
	朝来市医師会長
歯科医師会代表	豊岡市歯科医師会副会長
	美方郡歯科医師会副会長
	南但歯科医師会長
薬剤師会代表	但馬薬剤師会副会長
看護協会代表	兵庫県看護協会但馬支部地区理事
公立病院代表	公立豊岡病院長
	公立八鹿病院長
社会福祉団体・事業者団体代表	全但社会福祉協議会連絡会長
	但馬ブロック民生委員児童委員連絡会長
	兵庫県老人福祉事業協会但馬ブロック会長
	但馬ブロックホームヘルプ事業者協議会長
	兵庫県介護老人保健施設協会理事
市町代表	豊岡市長
	養父市長
	朝来市長
	香美町長
	新温泉町長

※当協議会の構成員は上記各団体の職の者で構成する。

なお、改選等により交替があった場合には、その後任が引き続き構成員になるものとする。